

川崎市一般廃棄物処理業の 許可制度について

川崎市環境局生活環境部 廃棄物指導課

本資料で用いる法令等の省略形

1

- 「法」・・・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 「環境省令」・・・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則
- 「条例」・・・川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例
- 「規則」・・・川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例施行規則
- 「細則」・・・川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法施行細則

廃棄物の定義

廃棄物：占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却できないために不要となったもの。

ごみの排出者とその種類によって

一般廃棄物

いずれかに区別

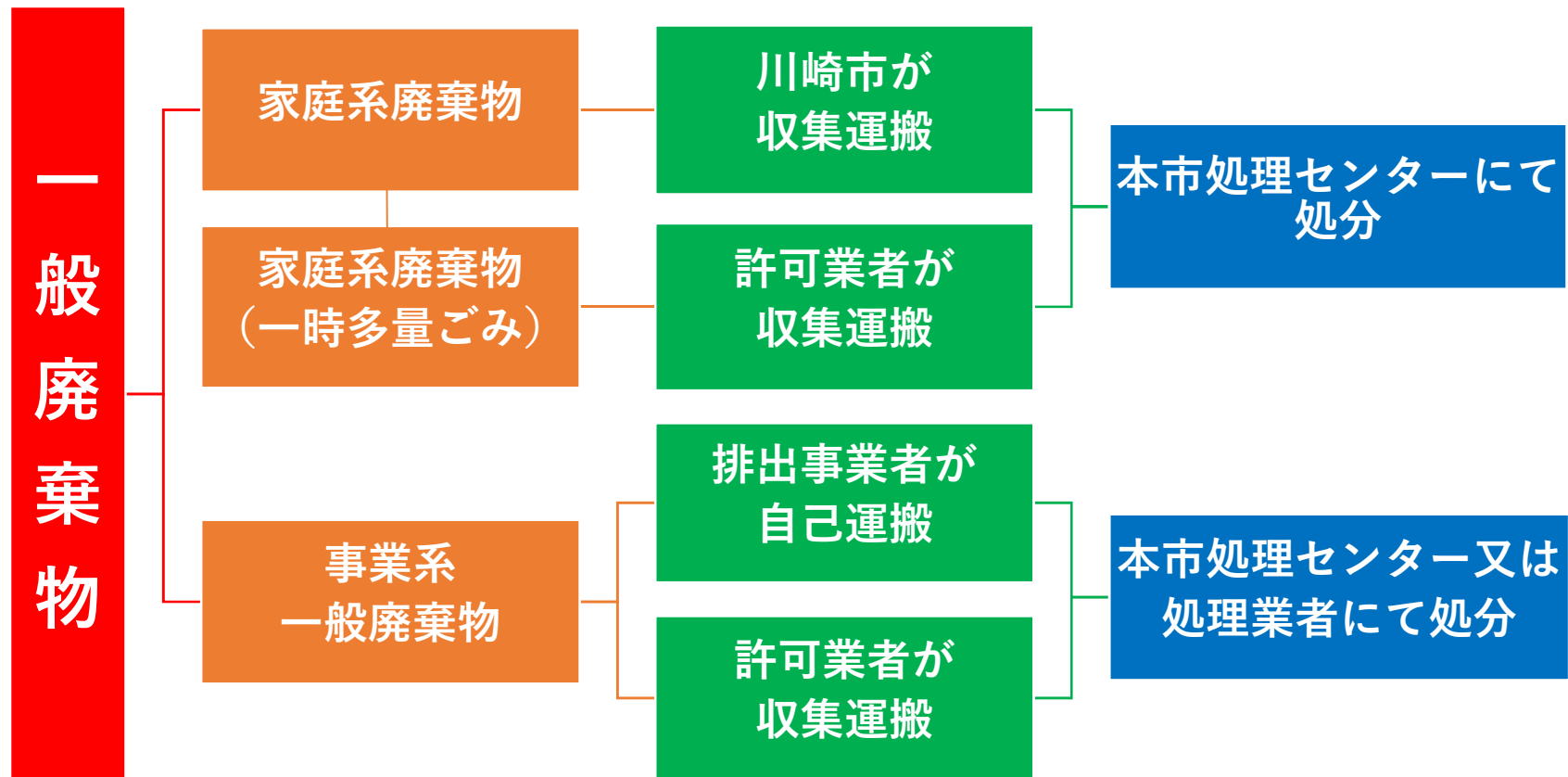
産業廃棄物

一般廃棄物と産業廃棄物



一般廃棄物処理の仕組み

自治体によって処理の仕組みは異なります。
川崎市の場合・・・



許可制度の概要

5

一般廃棄物処理業の許可は2種類あります。

- 一般廃棄物収集運搬業(114社)(令和4年11月時点)
事業系一般廃棄物を収集運搬することができる。
※一時多量ごみを扱う場合、別途許可申請が必要となります。

- 一般廃棄物処分業(2社)(令和4年11月時点)
事業系一般廃棄物を処分することができる。

令和4年11月30日現在

川崎市一般廃棄物処理業 許可基準

6

一般廃棄物の処理を業として行うためには、以下の基準を満たす必要があります。

- ・ 市による一般廃棄物の処理が困難であること
 - ・ 市の一般廃棄物処理計画に適合すること
 - ・ 事業の用に供する施設が業を的確に、かつ継続して行うことができる
 - ・ 処理業を的確に、かつ継続して行うに足りる知識及び技能を有している
 - ・ 処理業を的確に、かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有している
- (法第7条第5項第1号、第2号、第3号)

一般廃棄物を他都市へ搬入できる場合

7

- **一般廃棄物は、自区内（川崎市内）処理が原則**

しかし、次のような場合には、**他都市の承認**を得たうえで、一般廃棄物を他都市へ運搬することができます。

（例）排出者が、事業系一般廃棄物（生ごみ）のリサイクル（堆肥化・メタン化等）をしたいが、川崎市内には処理をする施設がない場合



他都市で一般廃棄物処分業の許可を取得している事業所へ、排出者は処理を委託したい

 **この場合、通常とは異なる手続きが必要になります。**

一般廃棄物を他都市へ 運搬する場合の手続き

一般廃棄物を他都市の処分業者へ運ぶ場合、排出事業者と処分業者の契約のほか、次の手続きが必要となります。

- ①運搬しようとする他都市に、搬入が可能か確認する。（許可しない自治体もある）
- ②可能な場合には、必要な手続きを確認し、川崎市に報告する。
- ③川崎市から他都市への通知に必要な資料を作成し、川崎市に提出する。

※運び込む収集運搬業者は、他都市の一般廃棄物収集運搬業の許可を取得している必要があります。

※他都市の廃棄物を川崎市の処分業者が受け入れる場合、運搬する業者は他都市に対して同様の手続きをする必要があります。

許可申請について

一般廃棄物処理業の許可申請は3種類あります。

- ・ 新規許可申請…新たに業を行うために必要
許可の有効期限は2年間
- ・ 更新許可申請…許可の有効期間を過ぎた後も
引き続き業を行うために必要
有効期限が2年間延長
- ・ 変更許可申請…業の範囲を変更するために必要
**一時多量ごみの申請は変更許可
に該当します**

※一時多量ごみを扱うためには、一般廃棄物収集運搬業の許可を2年以上継続している必要があります。

したがって、一時多量ごみのみでの許可は与えていません。

更新許可申請について

更新許可申請は許可期限の2か月前から受付けています。例えば、12月31日が許可期限の場合は11月1日から受付を行います。申請後更新許可が下りるまでの間は、引き続き業を行うことができます。

※更新申請の手続をせずに許可の有効期限が満了した時、その許可は期限切れになります。業を続ける場合には新規許可申請が必要です。その場合、許可が出るまでは業を行うことができません。

変更届について

次の項目に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更届を提出しなければなりません。

- ・ 個人の氏名又は法人の名称
- ・ 役員、政令使用人、法定代理人
- ・ 運搬車両や駐車施設等の事業の用に供する
主要な施設、施設の設置場所
- ・ 事務所及び事業場の所在地
(法第7条の2第3項、細則第6条、第7条)

※許可証に**記載されている内容**に変更が生じた場合は、許可証の**書換**を伴います。

※変更届出の様式や添付書類等の詳細は「一般廃棄物処理業者の手引」や川崎市ホームページに掲載しております。

実績報告書

12

**前々月分の一般廃棄物処理実績報告書を毎月
10日までにご提出ください。**

例えば、10月分の実績報告書は12月10日
までにご提出ください。

- ・実績がない場合も「実績なし」の報告が必要です。
- ・実績の入力は正確にお願いします。
- ・すでに契約のない業者の記入は不要です。
(法第18条、細則第12条)

※実績報告書の記載例は「一般廃棄物処理業者
の手引」P39～45をご確認ください。

実績報告書の意義

- ・ 毎年事業系ごみの資源化率等が算出され、川崎市一般廃棄物処理基本計画に反映されます。データ作成に支障が生じますので、**報告書のご提出は毎月欠かさずお願いいたします。**
- ・ 集められたデータは多量・準多量排出事業者の認定に使われています。排出事業者の住所を間違えると、**認定通知が正確に届きません**ので、記入は正確にお願いします。

実績報告の注意事項

14

- ・ 実績報告書の提出は原則メールでお願いします。
- ・ 提出先メールアドレスは
30haiki1@city.kawasaki.jp
(30haikiの後に数字の1が入ります。)
- ・ **ファイル名とメール件名に、許可番号・
名称・何月分かを明記してください。**
(例) 0003一般廃棄物実績報告書
(10月分) 株式会社川崎.xls

実績報告の注意事項

16

- ・ 報告書の提出様式に列を加える等の加工を
しないでください。
- ・ 該当月の実績のみ、シートを1枚にして送
付してください。
- ・ 排出事業者の住所は、区名から記入して
ください。
- ・ 実績量が500 kgを超えている排出事業者を
小口で計上しないでください。

実績報告書の記載方法の変更

17

小口事業者の記載方法が平成31年4月1日から変更となりました。

生活環境事業所名	所管区域
<u>南部</u>	<u>川崎区の一部</u>
<u>川崎</u>	<u>川崎区の一部</u>
<u>中原</u>	<u>中原区</u>
宮前	高津区・宮前区
多摩	多摩区・麻生区

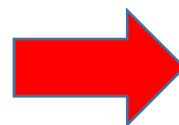


生活環境事業所名	所管区域
<u>川崎 (旧南部)</u>	<u>川崎区</u>
<u>中原</u>	<u>幸区・中原区</u>
宮前	高津区・宮前区
多摩	多摩区・麻生区

【小口事業者記載方法例】

川崎区内南部生環事業所管内
(150件)

川崎区内川崎生環事業所管内
(50件)



**川崎区内事業者
(200件)**

立入検査について

18

法の遵守状況の確認及び、適正処理指導を行うために、立入検査を実施しております。

- ・立入検査の実施は法第19条に規定されています。
- ・拒否した場合は**事業停止等の行政処分及び罰則規定**（法第30条）があります。
- ・主な確認事項
帳簿／委託契約書／管理票（C票の保管）
／車両／施設

帳簿の記載事項と保存

19

以下の要件を遵守する必要があります。

- 事業場内に備え付けている。
- 収集運搬業の場合：収集又は運搬年月日／収集区域又は受入先ごとの量／運搬方法及び運搬先ごとの運搬量
- 処分業の場合：受入又は処分年月日／受け入れた場合には、受入先ごとの量／処分した場合には、処分方法ごとの処分量／処分後の廃棄物の持出先ごとの持出量が記載されている。
- 前月中における事項について毎月末までに記載を終了する。
- 帳簿を1年ごとに閉鎖し、5年間事業場ごとに保存する。
(法第7条15、16項、環境省令第2条の5)

廃棄物管理票

廃棄物管理票の使用義務がある排出事業者は多量排出事業者（日量平均100 kg以上又は月量平均3 t以上）だけです。

- ・ 指定処理施設の受付印がある廃棄物管理票（C票）を保管している。
 - ・ その廃棄物管理票を搬入した日から5年間保存している。
- （条例第27条の2、規則第13条の2～10）

罰則（法第25条～32条）

21

次の違反行為を行った場合、5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金又はこの併科が科されます。（法25条）

- ・ **無許可営業**…無許可による廃棄物の収集運搬・処分
- ・ **無許可変更**…無許可による廃棄物処理業の事業の範囲の変更
- ・ **事業停止命令違反**…法又は法に基づく処分に違反した廃棄物処理業者の事業停止命令違反
- ・ **名義貸しの禁止違反**…廃棄物処理業にかかる名義貸しの禁止違反

等

廃棄物処理法違反の事例

- ・ 産業廃棄物収集運搬業の許可を持っていない許可業者が、一般廃棄物と産業廃棄物の混合物を収集運搬した。

 **無許可営業に該当（一般廃棄物の許可のみでは産業廃棄物を収集運搬できません）**

- ・ 産業廃棄物収集運搬業の許可も持っている許可業者が、一般廃棄物と産業廃棄物の混合物を自社に持ち帰り、分別をしてからそれぞれ処分場へ運搬した。

 **無許可変更に該当（川崎市では原則一般廃棄物の積み替え保管行為を認めていません）**